第四十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「すべての」を「全ての」に改め、同項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「するとき」の下に「、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるとき」を加える。

第四十六条第一項中「のうち政令で定める金額」を削り、同項第一号中「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「するとき」の下に「、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるとき」を、「となる者」の下に「及び当該繰り入れた金額から当該加えた月数に係る金額として政令で定める金額を控除した残余の額を有する者」を加える。

第五十一条中「第十五条」の下に「、第十七条の二」を加える。

第五十五条第一項中「のうち政令で定める金額」を削り、同項第一号中「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「するとき」の下に「、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるとき」を、「となる者」の下に「及び当該繰り入れた金額から当該加えた月数に係る金額として政令で定める金額を控除した残余の額を有する者」を加える。

第六章中第五節を第六節とする。

第七十五条の二第五項中「（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）」を削る。

第七十七条に次の一項を加える。

5　機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一般の中小企業退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用することができる。

第六章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節　資産運用委員会

（資産運用委員会の設置及び権限）

第六十九条の二　機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置く。

2　第七十八条第一項に規定する基本方針の作成又は変更は、資産運用委員会の議を経なければならない。

3　資産運用委員会は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況を監視する。

4　資産運用委員会は、前二項に規定するもののほか、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（資産運用委員会の組織）

第六十九条の三　資産運用委員会は、資産運用委員五人以内をもつて組織する。

（資産運用委員）

第六十九条の四　資産運用委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2　資産運用委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるものを除く。）のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、資産運用委員となることができない。

一　銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。）、信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）、金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。第七十五条の二第五項及び第六項において同じ。）、保険業（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業をいう。）その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するものの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

4　第六十三条、第六十五条及び第六十六条並びに通則法第二十一条第四項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、資産運用委員について準用する。この場合において、同条第一項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と、「前条」とあるのは「中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第六十九条の四第三項」と、同条第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

第八十八条中「第六十五条」の下に「（第六十九条の四第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第二条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改める。

第三十条を削り、第四章中第二十九条を第三十条とし、第二十六条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十六条　厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、通則法第六十四条第一項及び前条第一項の規定による立入検査（第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係るものに限る。）の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について厚生労働大臣に報告するものとする。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第五条の二第六項及び第七項を次のように改める。

6　機構は、承継債権管理回収勘定において、政令で定めるところにより、第一項に規定する債権の元本であつて回収されたものの金額を定期的に年金特別会計に納付しなければならない。

7　機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項の規定による整理を行つた場合は、政令で定めるところにより、同項の規定による積立金に相当する金額を年金特別会計に納付しなければならない。

附則第五条の二第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第六項」を「第六項又は第七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第六項の」を「第六項又は第七項の」に、「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項の表第十四条第三項の項中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同表第二十五条第一項及び第二十六条第一号の項中「第二十六条第一号」を「第二十七条第一号」に、「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同表第二十八条の項中「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同表第三十二条の項中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「前二項」を「第六項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　機構は、第六項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。